

「工場立地法に係る緑地面積率等の見直し及び緑地整備のあり方に関する方針（案）」についてのパブリックコメントの結果について

1 閲覧及び意見募集期間

平成30年8月24日（金）～平成30年9月14日（金） 17日間

2 閲覧場所

市役所商工観光課、市役所本館情報公開コーナー、市民サービスセンター、市民活動支援センター、各学区コミュニティセンター、人権センター、市民交流センター
 ※野洲市ホームページでも閲覧可能

3 意見提出件数

8件（6名）

4 意見の内容及び市の考え方

意 見	市の考え方
<p>【Ⅰ】 企業の設備投資がしやすくなるのであれば賛成です。既存企業の流出防止、新規企業の進出促進のため、一定の緩和策は必要と考えます。</p>	<p>【Ⅰ～Ⅴ】 市内の産業活性化とともに、周辺環境に配慮した緑地形成が図れるよう努めてまいります。</p>
<p>【Ⅱ】 緑地率の見直しについて、野洲市の主旨に賛成します。但し、一定の緑視率は維持していただける必要があると思います。</p>	
<p>【Ⅲ】 地域開発と緑化のバランスを考慮するのが今回の条例改定にあると思います。幸い野洲は緑に囲まれており、改定されても十分ではないかと考えます。</p>	
<p>【Ⅳ】 滋賀県の大津市や守山市は、既に緑化率が低いと聞いています。野洲市がより発展していくためには、この条例の改正が必要と考えます。</p>	
<p>【Ⅴ】 今回の緑地面積率等の見直しは、工場の増築に繋がるものですね。生産量が増え、購買量増・税収増が見込まれる施策と思います。是非とも実現していただきたい。</p>	

意見	市の考え方
<p>【VI-①】</p> <p>滋賀県内で既に準則にて緑地率を緩和している、大津市、守山市、甲賀市、をみると第三種工業地は10%であるが、第二種準工業地は15%となっている。野洲市での見直しの背景に緑地率制限で、既存企業の市外への流失懸念があると記載されていますが、他市町村と同じ緑地率であれば、敢えて、遠方の他市町村に新しい敷地を探さず、まずは近くの野洲市で候補地を検討されると考えられ、10%まで緩和する必然性はあるのか疑問に思います。工場立地法対象の工場はかなりの大きさであり、その緑地は、市内の緑地をより多く確保する観点では高く貢献しており、「水と緑・安心の野洲」をテーマにまちづくりを進めている野洲市としては、可能な限り確保しておくように導くのが望ましいのではないのでしょうか？</p>	<p>【VI-①】</p> <p>緑地面積率等の見直しによる工場の増設等が行われても周辺環境に配慮した緑地配置とすることで、現在の工場周辺部の生活環境が保全されることから第2種・第3種・第4種区域の緑地面積率を10%以上としました。また、現在も一律20%以上であり設備投資や駐車場の確保等、公平性の観点から一律の設定としました。</p> <p>なお、「水と緑・安心の野洲」は、野洲市環境基本計画推進会議「水と緑・安心の野洲」（愛称：えこっち・やす）の組織名称の一部で、当組織は野洲市環境基本計画の具現化に向けた活動をされている市民団体です。野洲市としましては、第2次環境基本計画に基づき、こうした活動を支援しつつ、これまで手薄であった、市民の皆さんが自由に憩い、活動いただける都市公園など公共空間を充実していこうと考えています。</p>
<p>【VI-②】</p> <p>工場が周辺の生活環境と調和するよう、隣接部分に高さ1.5m、枝葉場0.3m以上の中木、高木での緑地とありますが、これは植栽時に植える苗木の大きさで、成木では無いのでは？ 中高木と言えば通常数メートルの高さがあり、枝幅ももっと大きいのでは？このままでは周辺緑化を配慮することの実効性に懸念があります。</p>	<p>【VI-②】</p> <p>ご指摘の通り、植栽時の樹木の大きさを基準としており、植栽時に高さ1.5m以上、枝幅0.3m以上の樹木を植えることにより、成木になるとそれ以上の高さや幅になることから、周辺環境に配慮した緑化が図られると考えます。</p>
<p>【VI-③】</p> <p>生活環境を守り育てる条例では緑化の基準として植栽率が規定されていますが、例えば9000㎡以上の事業所は植栽率15%となっています。植栽率は工場立地法の緑化率とは異なり、中高木などの樹冠面積も配慮しており、若干こととなりますが、今回緑地率が10%に緩和されると、工業地では、この植栽率を下回る可能性が考えられます。条例には、工場立地法に規定する特定工場は対象から外されていますが、それは緑化率が現行20%であるためと思います。大規模な工場は少なくとも、この生活環境を守る条例の最低条件は満たすように、条例なり、準則に明記されたがよいのではないかと思います。</p>	<p>【VI-③】</p> <p>生活環境を守り育てる条例は努力規定ですが、今回の工場立地法準則条例の制定に併せて植栽率を下げる見直しを予定しています。これにより工場立地法準則条例の緑地面積率と生活環境を守り育てる条例の植栽率を整合させた基準として運用します。</p> <p>なお、市における緑地の保全及び推進については、平成32年度を目途に緑の基本計画を策定し、市民が自由に憩える都市公園などの充実に向けた計画策定を進めていくとともに、生活環境を守り育てる条例に定める緑化施策の継続の必要性も含めて検討します。</p>